

# SBC

# First Tax

エスビーシー・ファーストタックス

2015年(平成27年)

9月25日(金)

発行：税理士法人 SBC パートナース  
大阪市北区太融寺町3番24号  
日本生命梅田第二ビル3階

## SBC Seminar

### セミナー案内

年内にやろう！  
納税額を減らすこの一手！

日時：2015年12月3日(木)  
8:00~9:00 (開場7:45~)

講師：税理士法人 SBC パートナース  
川崎 雄一郎

対象：経理・総務担当者

定員：10名(先着順)

参加費：1名様 3,000円(税込)  
※弊社顧問契約先 1,000円(税込)  
当日会場にてお渡し下さい。

会場：税理士法人 SBC パートナース  
浜松支店 会議室

お問合せ：税理士法人 SBC パートナース  
Tel: 053-463-3555  
(担当：松田・河西)

## 国税庁が法人番号のスケジュールを公表 10月22日から順次通知書を送付

国税庁はこのほど、マイナンバーにおける法人番号の通知書送付スケジュールを次表のとおり発表した。設立登記法人等の基本3情報の公表予定日は発送日の翌々稼働日となる。

	指定対象法人の所在地(地域)等	発送予定日
A	国の機関・地方公共団体、東京都23区(千代田区、中央区、港区)	10月22日(木)
	東京都23区(千代田区、中央区、港区以外)	10月26日(月)
	東京都(23区以外)、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県	10月28日(水)
	埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県	11月4日(水)
	富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府	11月11日(水)
	大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	11月18日(水)
	徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	11月25日(水)
	B 全国一斉	11月13日(金)

A…設立登記法人(国の機関・地方公共団体等を含む)

B…設立登記のない法人・人格のない社団等

番号法施行日の10月5日には、国税庁に専担の長官官房企画課法人番号管理室が設置され、10月22日以降全国の法人に順次通知書の送付が開始される。また、10月5日には、国税庁ホームページ上に「国税庁法人番号公表サイト」が開設される。

なお、登記上の所在地と異なる場合や一定期間経過後も通知書が届かない場合等の問い合わせ先は、マイナンバーコールセンター[0570-20-0178]となるので、注意が必要だ。

## Scope

### 通知書の封入物

通知書に封入されるのは、  
①法人番号指定通知書、②リーフレット「法人番号のお知らせ」、③「社会保障・税番号制度の概要」の3種類で、普通郵便で送付されます。法人番号公表に同意が必要な人格のない社団等には、更に④リーフレット「法人番号指定通知書をお届けした皆さまへ」、⑤法人番号の指定に関するお尋ね、⑥回答用紙、⑦法人番号等の公表同意書、⑧返信用封筒が同封され、簡易書留で郵送されます。

【注意】当記事に記載されている情報に万が一誤りがあった場合、または当記事を利用することにより生じた損失や損害などについては、いかなる場合も一切の責任を負いません。あらかじめご了承ください。